



(株)MCA・(株)ウィッシュ・(有)MCA コンサルタンツ・台社会保険労務士事務所

連絡先：小野田市大字東高泊 1-6 (0836) 84-4796 (代表)

E-mail：info@mca-consultants.co.jp

URL：<http://www.mca-consultants.co.jp>

厚生年金保険の強制加入

すべての法人の事業所と、従業員 5 人以上の個人が営む事業所（一部業種を除く）には、厚生年金保険の加入義務があります。

しかし、平成 14 年度の調査では、新規法人約 9 万 6,000 のうち、18%にあたる約 1 万 7,000 が未加入でした。

さらに、保険料負担を逃れようと、違法に脱退するケースもあります。

そこで社会保険庁は、今秋より、従業員 20 人以上の事業所から強制加入の対象とする方針を決めました。これは、今年 10 月から厚生年金保険の保険料率が段階的に引き上げられるのを前に、保険料負担逃れを封じるのが狙いです。

具体的には、まず、会社の登記簿や労働保険の加入リストと厚生年金の加入リストを突き合せて、厚生年金保険に未加入の事業所を洗い出します。それから、社会保険事務所の職員および社会保険労務士による巡回指導や、経営者の社会保険事務所への呼び出により加入を求めます。それでも年末までに加入しない 20 人以上の事業所には、個別訪問するなどして強く指導します。

これに応じない場合は、平成 16 年度内に強制加入に踏み切ります。

20 人以上の事業所で厚生年金保険に未加入の事業所は少数とみられています。作業の進み具合をみながら、社会保険庁はより小規模の事業所に調査の網を広げていく予定です。

未加入の事業所の大半は、従業員が 10 人以下の中小零細企業とみられており、平成 17 年度には、これらの中小零細企業にも、強制加入の網を広げていく予定です。



年金空洞化がもたらすもの

年金空洞化がもたらす問題として、主に以下の 3 点があります。

まず、1 点目は、未納者の老後の生活をどう保障するのか？ということです。

年金の空洞化は、未納者・未加入者の老後生活に、深刻な生活不安をもたらすことが予想されます。年老いて働くことができなくなったとき公的年金がなければ低所得となり、生活保護を受けざるを得なくなります。

しかし、そうなると今度は生活保護制度を維持することが困難になり、当制度の改革の必要性が生じることとなります。

2 点目は、賦課方式を採用している年金財政に大きな影響を与えることです。

空洞化が保険料の急上昇につながり、それによって若い世代に未納者・未加入者が急増すれば、世代間移転に依存する年金財政が不安定になることは確かです。

また、徴収されない部分は、実際に保険料を支払っている被保険者が負担することになります。つまり、事業所で保険料を納付することになっていくサラリーマンに負担が集中することになる

のです。

3点目は、年金空洞化は地域経済へも大きなインパクトを与えることです。

北陸・山陰・四国の一部では、県民所得に対する公的年金受給額の比率がすでに10%を超えており、2030年ごろには20%を超えるところが多くなると見られています。これが年金空洞化が進むことで、年金収入のない世帯が増加して生活保護を受けるようになると、地域経済・地方財政に大打撃を与えることになると考えられます。

また、データを持ち出したアルバイト学生は、本人が持参したMOへコピーしたために、不問に付されました。職場への私物電子媒体の持込みは禁止すべきです。

この宇治市住民情報漏洩事件は、個人情報保護法の施行とは無関係に起こされてきたプライバシー権侵害に対する損害賠償請求訴訟です。

個人情報保護法が施行されると、同種の訴訟が急増すると言われています。企業として、対応策を講じておくべきでしょう。

基本4情報の漏洩

1998年、京都府宇治市の住民基本台帳データが、流出しました。

宇治市の外部委託先のアルバイト学生が、持参したMOにテストデータとして乳幼児健診データをコピーし、名簿業者へ25万8,000円で販売したのです。

宇治市市議ら3人が、これに対してプライバシーを侵害されたとして損害賠償を求めました。京都地裁は、2001年12月25日に、被告である宇治市に対し、原告3人への1人当たり1万円の支払いを命じました。市は原判決を不服として大阪高裁へ控訴しましたが、高裁は市の控訴を棄却しました。

2002年7月11日、最高裁が宇治市の上告を棄却する決定を出したことで、宇治市に賠償金の支払いを命じた大阪高裁判決が確定しました。

住民基本台帳の基本4情報の漏洩で、1人1万円の賠償金額が確定したことになります。

住民基本台帳の基本4情報が名簿業者に流れたということは、自己情報のコントロール権に対する侵害があったとみなされたわけです。

業務受託者の社屋内作業でも実質的な指揮・監督関係は失われておらず、使用者責任は免れない。発注者は秘密の保持について、万全を尽くす義務を負う、とされました。

このような事態になるのを防ぐには、委託契約の委託先に対する監査権限と協力義務および損害賠償責任条項の見直しが必要です。

法定時間内でもパートなら「時間外割増」が必要になる？

昨年秋に厚生労働省が発足させた「仕事と生活の調和に関する検討会議」がまとめた報告書案で気になる表現がありました。

「労働時間」に関する部分で、「法定労働時間内であっても所定労働時間を超えて労働させる場合に割増賃金の支払いを義務化することとし、厳正な労働時間管理を促す。」「短時間労働者の所定外労働時間については、割増率を通常の労働者より高く設定することも考えられる」という表現です。

現行法では所定労働時間を超えて労働させても、週40時間の法定労働時間を超えなければ割増賃金を支払う必要はありません。しかし、この報告書案でいくと、週40時間に満たないパート社員に対しても、割増賃金の支払いが必要になってきます。

特にパート活用が進んでいる小売業やサービス業には、先送りになっている社会保険の適用範囲拡大問題も含めて、新たな負担に耐えられない企業も出てくるのではないのでしょうか。

結果として、この検討会議の目的とは逆の影響がもたらされないよう、慎重に議論して欲しいものです。

～ 担当者より一言 ～

平成16年10月分保険料から厚生年金保険料が変ります。ご注意ください。

